

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第19期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社ガーラ
【英訳名】	GALA INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 菊川 暁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号
【電話番号】	03(5778)0321（代表）
【事務連絡者氏名】	グループCFO 櫻井 祐一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号
【電話番号】	03(5778)0321（代表）
【事務連絡者氏名】	グループCFO 櫻井 祐一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第3四半期連結 累計期間	第19期 第3四半期連結 累計期間	第18期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	3,402,584	3,327,034	4,559,634
経常利益又は 経常損失( )(千円)	17,813	32,247	3,904
四半期(当期)純損失( ) (千円)	307,758	242,975	271,087
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	599,668	482,426	422,828
純資産額(千円)	2,827,756	2,527,638	3,015,050
総資産額(千円)	4,298,432	3,936,439	4,476,993
1株当たり四半期(当期)純損失 金額( )(円)	2,897.09	2,287.26	2,551.89
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	61.9	58.9	63.3

回次	第18期 第3四半期連結 会計期間	第19期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 ( )(円)	1,060.68	621.45

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間及び前期は、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

3. 前第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算出にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### （1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間における、当社グループのおかれるインターネット業界におきましては、PCについてはブロードバンド（高速インターネット回線）の普及が進んでおります。また、スマートフォンの普及も本格化してきております。

当社グループの当第3四半期連結累計期間における業績の概況は以下のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間の連結売上高は、3,327,034千円（前年同四半期比2.2%減）となり、主に日本・韓国において、オンラインゲーム事業の売上高が減少したことから、前期比で減収となりました。利益面では、売上高の減少に伴う利益の減少のため、営業損失は19,820千円（前年同四半期営業損失 3,833千円）となりました。為替差益を計上したため経常利益32,247千円（前年同四半期経常損失 17,813千円）となりましたが、減損損失及び持分変動損失を特別損失として計上した結果、四半期純損失 242,975千円（前年同四半期四半期純損失 307,758千円）となりました。

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

#### 日本

日本では、オンラインゲーム事業において、6月に「IL」（アイエル）の商業化を開始いたしました。ゲームの不具合やコンテンツ不足等により休止となり売上高が伸びず、既存のオンラインゲーム売上も減少したことから、当社及び連結子会社による売上高は586,217千円と前年同四半期比で154,154千円（20.8%）の減収となり、販売費及び一般管理費を削減したものの売上高減少分を補えず、セグメント損失は214,990千円（前年同四半期は170,632千円の損失）となりました。

#### 米州

米州では、オンラインゲーム事業において、各ゲームタイトルのプロモーション及び運営に注力した結果、連結子会社Gala-Net Inc. 及び連結子会社Gala-Net Brazil Ltd. による売上高は888,147千円と前年同四半期比で70,735千円（8.7%）の増収となり、かつ販売費及び一般管理費を削減したことからセグメント利益は52,709千円（前年同四半期は9,791千円の損失）となりました。

なお、第3四半期連結会計期間より、Gala-Net Brazil Ltd. を連結の範囲に含め、当該セグメントとしております。これにより、セグメント名を「米国」から「米州」に変更しております。

#### 欧州

欧州では、オンラインゲーム事業において、各ゲームタイトルのプロモーション及び運営に注力した結果、連結子会社Gala Networks Europe Ltd. による売上高は1,638,707千円と前年同四半期比で99,253千円（6.4%）の増収となりましたが、販売促進費の増加等による販売費及び一般管理費の増加のため、セグメント利益は177,598千円と前年同四半期比で36,366千円（17.0%）の減益となりました。

#### 韓国

韓国では、オンラインゲーム事業において、「IL」の商業化をタイや日本で新たに開始したものの、ゲームの不具合やコンテンツ不足により休止となりロイヤリティ収入が伸びず、売上高は764,609千円と前年同四半期比で135,427千円（15.0%）の減収となり、販売費及び一般管理費を削減したものの売上高減少分を補えず、セグメント損失は52,779千円（前年同四半期は22,185千円の利益）となりました。

### （2）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### （3）研究開発活動

該当事項はありません。

### （4）経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループでは、「オンライン・コミュニティ」を中心としてビジネス展開を行い、継続的な収益の拡大を実現するため、オンラインゲーム事業を中心にグローバルなビジネス展開を推進し、世界規模のビジネスネットワークの構築にむけて取り組んでまいります。

オンラインゲーム事業におきましては、北米・欧州のPC向けオンラインゲーム市場は引き続き拡大することが見込まれており、また、他地域でもオンラインゲーム市場の拡大が見込まれる地域において、当社グループとして、連結子会社の提供するオンラインゲームタイトルの増加、連結子会社が開発したオンラインゲームの他地域へのライセンス展開を行っていく予定であります。

また、インターネット環境の変化に適応し、強力な事業ポートフォリオを構築すべく、既存のサービスネットワーク等の資源を活用した新規事業や未進出分野での新規事業を展開し、新たな収益獲得基盤を構築すべく注力してまいります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

インターネット環境が日々進化し普及率が高まるにつれて、個人消費者におけるインターネット環境が向上し、人々の関わり方にも変化がもたらされています。

当社グループにおきましては、インターネットにおけるコミュニティ関連サービスの提供を通じて、世界中の人々の交流を促進し、地球規模での人と人との交流を大切にしたいと考えております。インターネットにおける人々のコミュニケーションの促進を図るオンラインゲームを中核とするオンライン・コミュニティを中心としたビジネスをグローバルに展開し、リーディングカンパニーとなるための競争優位性の確立期と認識しております。

中長期的には以下の戦略において事業展開を計画しております。

オンラインゲーム事業

欧米言語圏（主な地域としては、北米、欧州、南米）でのMMORPGを中心としたゲームポータルサービスの確立を目指します。今後もグループ会社を中心に優良なオンラインゲームを開発し、サービス提供することにより、継続的かつ高収益を目指し、グローバルなオンラインゲームカンパニーの地位の早期確立を目指します。

スマートフォンゲーム事業

当社グループのグローバルネットワークやコミュニティ構築のノウハウ、ゲーム開発及び運営ノウハウを活かし、スマートフォン向けのゲームアプリ分野に進出し、スマートフォンゲーム市場においても、グローバルなサービスを開始すべく注力してまいります。

その他事業

イ. データマイニング事業

当社グループの提供するデータマイニングの収益及び販売体制の拡大を目指します。

リスクモニタリングサービスにおいては、現在シェアNo.1のサービスとなっておりますが、サービスの品質向上に努め、更なる収益の拡大を図ってまいります。

ロ. コミュニティ・ソリューション事業

当社の提供するコミュニティのソリューションビジネスにおける更なる拡充及び効率化を目指します。「オンライン・コミュニティ」の確立により派生する新たなサービスを、既存のサービスと相互に関連させることにより、当社グループのビジネスへの展開を目指しております。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	392,920
計	392,920

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	106,230	106,230	大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。
計	106,230	106,230	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成24年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期連結会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第13回新株予約権

決議年月日	平成23年11月30日
新株予約権の数(個)	2,794 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,794 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,838 (注) 2
新株予約権の行使期間	自平成25年12月16日 至平成29年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,838 資本組入額 10,419
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

### 3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記4. 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

### 4. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

第14回新株予約権

決議年月日	平成23年11月30日
新株予約権の数(個)	3,496 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,496 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,838 (注) 2
新株予約権の行使期間	自平成25年12月16日 至平成29年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,838 資本組入額 10,419
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

### 3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記4. 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

### 4. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	106,230	-	2,171,582	-	311,151

( 6 ) 【大株主の状況】  
当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 106,230	106,230	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	106,230	-	-
総株主の議決権	-	106,230	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	グループCDO	パク・スンヒョン Seung Hyun Park	平成23年9月2日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	545,326	766,174
受取手形及び売掛金	195,897	179,746
預け金	21,390	8,944
その他	482,507	275,854
貸倒引当金	974	678
流動資産合計	1,244,146	1,230,041
固定資産		
有形固定資産	298,367	216,532
無形固定資産		
ソフトウェア	1,189,433	1,085,977
のれん	993,898	839,250
その他	375,790	181,494
無形固定資産合計	2,559,122	2,106,722
投資その他の資産		
破産更生債権等	155,000	155,000
その他	375,357	383,142
貸倒引当金	155,000	155,000
投資その他の資産合計	375,357	383,142
固定資産合計	3,232,846	2,706,398
資産合計	4,476,993	3,936,439
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	104,414	56,877
短期借入金	199,893	299,834
1年内返済予定の長期借入金	91,674	49,980
前受金	222,911	163,200
未払法人税等	57,349	66,839
決済キャンセル引当金	2,403	2,261
賞与引当金	27,049	8,666
その他	541,230	580,027
流動負債合計	1,246,927	1,227,685
固定負債		
長期借入金	24,978	-
退職給付引当金	92,884	82,857
その他	97,152	98,257
固定負債合計	215,015	181,114
負債合計	1,461,942	1,408,800

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,171,582	2,171,582
資本剰余金	700,041	700,041
利益剰余金	414,378	135,638
株主資本合計	3,286,002	3,007,262
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	4,360	16,257
為替換算調整勘定	446,077	671,866
その他の包括利益累計額合計	450,437	688,124
新株予約権	179,485	154,176
少数株主持分	-	54,324
純資産合計	3,015,050	2,527,638
負債純資産合計	4,476,993	3,936,439

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	3,402,584	3,327,034
売上原価	741,182	750,268
売上総利益	2,661,401	2,576,765
販売費及び一般管理費	2,665,235	2,596,585
営業損失( )	3,833	19,820
営業外収益		
受取利息	3,894	4,528
為替差益	-	54,637
その他	6,232	1,446
営業外収益合計	10,126	60,612
営業外費用		
支払利息	11,761	7,308
為替差損	11,967	-
その他	378	1,235
営業外費用合計	24,106	8,543
経常利益又は経常損失( )	17,813	32,247
特別利益		
固定資産売却益	187	-
新株予約権戻入益	36,993	35,588
契約解除益	57,300	-
事業税還付金	12,671	-
その他	563	560
特別利益合計	107,716	36,148
特別損失		
固定資産売却損	1,724	-
固定資産除却損	6,698	-
持分変動損失	-	84,107
減損損失	207,879	108,062
過年度外国付加価値税	123,863	-
その他	1,983	-
特別損失合計	342,148	192,169
税金等調整前四半期純損失( )	252,245	123,773
法人税、住民税及び事業税	107,441	128,734
法人税等調整額	51,928	14,795
法人税等合計	55,513	113,938
少数株主損益調整前四半期純損失( )	307,758	237,712
少数株主利益	-	5,263
四半期純損失( )	307,758	242,975

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	307,758	237,712
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,500	11,897
為替換算調整勘定	277,409	232,816
その他の包括利益合計	291,909	244,714
四半期包括利益	599,668	482,426
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	599,668	480,663
少数株主に係る四半期包括利益	-	1,763

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更) (1) 連結の範囲の重要な変更 第3 四半期連結会計期間より、Gala-Net Brazil Ltd.は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 8社

【追加情報】

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1 四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3 四半期連結累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3 四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	316,759千円	332,335千円
のれんの償却額	133,520千円	107,827千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	米国	欧州	韓国	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	665,845	817,255	1,539,454	380,028	3,402,584	-	3,402,584
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	74,527	156	-	520,009	594,692	594,692	-
計	740,372	817,411	1,539,454	900,037	3,997,276	594,692	3,402,584
セグメント利益又はセグメント損失( )	170,632	9,791	213,965	22,185	55,727	59,560	3,833

(注)1. セグメント利益調整額 59,560千円は、セグメント間取引消去 59,560千円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	米州	欧州	韓国	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	516,603	888,005	1,626,664	295,760	3,327,034	-	3,327,034
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	69,614	142	12,043	468,849	550,649	550,649	-
計	586,217	888,147	1,638,707	764,609	3,877,683	550,649	3,327,034
セグメント利益又はセグメント損失( )	214,990	52,709	177,598	52,779	37,460	17,640	19,820

(注)1. セグメント利益調整額17,640千円は、セグメント間取引消去17,640千円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更に関する事項

当第3四半期連結会計期間より、Gala-Net Brazil Ltd.を連結子会社を含めたことにより、「米国」を「米州」に名称変更し、当該連結子会社を「米州」としております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「日本」、「米州」及び「韓国」セグメントについて、固定資産の減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において、それぞれ83,283千円、6,746千円、18,032千円であります。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額( )	2,897円9銭	2,287円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失( )(千円)	307,758	242,975
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	307,758	242,975
普通株式の期中平均株式数(株)	106,230	106,230

(注) 1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 24年 2月 7日

株式会社ガーラ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 望月明美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 沼田敦士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。